

富山県障害のある人の相談に関する調整委員会の概要

1 趣旨

昨年 12 月に制定された「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」第 14 条に基づき、新たに設置するもの

※ 条例は来年 4 月 1 日施行であるが、第 14 条の規定は、公布日（H26.12.17）から施行

2 調整委員会の概要（県の附属機関）

(1) 役割

ア 助言・あっせん

- ・相談対応では解決できなかった障害者等の申立事案に対して実施
- ・正当な理由なくあっせん案を受諾しない場合等は、知事に勧告を要求

イ 調査審議

- ・相談員の委嘱等

市町村：地域相談員（身体・知的障害者相談員、精神障害者家族相談員等に委託）

県：広域専門相談員（福祉関係資格保有者等を公募予定）

- ・障害者差別解消施策に関する重要事項

平成 27 年度は、障害者差別解消ガイドラインの審議を予定

障害のある人の日常生活等に関する分野において
特に配慮すべき事項を定めるもの（条例第 8 条第 3 項）
【分野】福祉、医療、商品販売、労働・雇用、教育、建築物、
交通機関、不動産取引、情報提供、意思表示の受領等

(2) 委員（15 名、任期 2 年）

障害者及び福祉、医療、雇用、教育、その他障害者の権利擁護に関する有識者で構成

(3) その他

助言・あっせんは、部会を設置して実施（委員は対象事案ごとに会長が指名）

3 開催回数（予定）

平成 27 年度（条例施行前）：年 2 回（第 1 回：11 月 5 日、第 2 回：2～3 月頃）

平成 28 年度以降（条例施行後）：年 1 回程度*

※ 助言・あっせんの申立てがあった場合は、必要に応じて追加開催